



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society



“移住労働者の公正で倫理的なリクルートイニシアティブ”

説明用資料

2025年6月27日 ver1として再編集
2025年9月22日 進捗に合わせてアップデート
2025年10月17日 会員数をアップデート、QRコード関連変更



- I. JP-MIRAIのご紹介
- II. 訪日前リクルート費用に関するルールの変遷
- III. 外国人労働者リクルートでの課題と我々が目指す未来
- IV. FERIの仕組み
- V. FERIガイドライン
- VI. FERIのワークフロー
- VII.FERIプロジェクトの進捗状況
- VIII.FERIに参加する為の手順

I. JP-MIRAIのご紹介



Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society

“外国人労働者受入れに関わる皆さまと協力し、**外国人労働者の権利保護と生活・労働環境の改善**を通じ、
責任をもって外国人労働者を受入れ、**外国人労働者から「選ばれる日本」となることを目指すプラットフォーム**“

企業協働プログラム

JP-MIRAI

日本での暮らしや就労に役立つ情報を9言語で提供するサイト/アプリ

JP-MIRAIアシスト
23言語対応の相談窓口。複雑な相談に対しては、専門家やADR（裁判外紛争手続き）と連携し、伴走支援を行う。

JP-MIRAIワークレビュー
外国人従業員向けの職場環境満足度アンケート

中小企業向け動画教材

ナビゲーター
ミライさん

班長
ハンチョウさん

ハンチョウ：でも忙しくて、まとまった学習時間が取れないです。

公正で倫理的なリクルート FERI

借金返済、
転職、失踪

外国人のための総合サイト・アプリ

JP-MIRAIポータル 9ヶ国語

しごとやせいかつ、
やくにたつ
じょうほう がみつかる

外国人労働者との
情報共有・共助

ちかくの
イベントや
ともだち がみつかる

相談窓口
JP-MIRAIアシスト 23ヶ国語

しごと、せいかつ、がっこう、
てつづきのこと...
なんでも そうだんしてください

支援者の方からの相談も受け付けています。
複雑な相談に対しては、専門家相談、ADR（裁判外紛争手続き）などへお繋ぎし、
いたします。

でんわはこちら（むりょう）
0800-123-5717

現在の会員数

883

『ビジネスと人権』
における協働

学びあいと
内外への発信

活動の3本柱

Copyright©JP-MIRAI





II. 訪日前リクルート費用に関する指針やルールの変遷

現時点では、訪日前リクルート費用の労働者負担は違法ではありませんが、欧州とのビジネスからは排除される可能性が既にありますし、育成就労でも制限が盛り込まれましたので、受入企業として管理する必要が出てきました。

世界	日本	訪日前リクルート費用に関するルール
1997年 ILO「民間職業紹介所に関する条約」(第181号)	→日本政府も批准	→加盟国は、民間職業紹介所が労働者からの 料金・経費の不徴収等 を確保するために適切な措置を講ずるべき
2011年 国連「ビジネスと人権指導原則」 2011年 OECD「多国籍企業行動指針」 2017年 ILO「多国籍企業宣言」		→国家の人権保護義務に加えて 企業の人権尊重責任 が盛り込まれた
2020年 ILO「公正な人材募集・斡旋に関する一般原則」		→ 募集・斡旋手数料及び関連費用は、労働者または移民労働者に対して、一切請求されるべきではなく、また、その他の形で負担させるべきでない
2020年 2021年 2022年	「ビジネスと人権」に関する行動計画 「日本企業のSCにおける人権に関する取組状況調査」 「責任あるSCにおける人権尊重のためのガイドライン」	→「高額な訪日前手数料を負担していないか確認する」との例示
2024年 EU「企業サステナビリティ・デューデリジェンス指令」		→2027年よりEU域外の企業であっても一定売上あれば 人権DDが義務化
2024年	「育成就労制度」の運用ルール政府原案 (パブコメ集計中)	→労働者が負担する訪日前手数料は 給料2か月分を上限に
2024年	「繊維産業人権監査基準(JASTI)」 (特定技能受入れの追加要件として経産省が作成)	→ 正当な理由のない金銭を移住労働者が仲介業者、または斡旋業者に支払っていないことを確認 しなくてはならない

III. 外国人労働者リクルートでの課題と我々が目指す未来



遠い東南アジアから我が社へ働きに来てくれる外国人労働者への人権的配慮という側面以外にも、外国人労働者争奪戦の中での外国人労働者の「質」と「定着」を確保し、選ばれる企業・地域となることを目指します。

激化する外国人労働者の争奪戦

欧米諸国やアジア諸国でも深刻な人手不足という状況は同じで、外国人材の獲得の為に魅力的な制度を打ち出しています。更に、急激な円安の影響もあり、相対的に日本で働くことのメリットは薄れています。そうした中で、自治体間での外国人材の争奪戦も過熱しています。



2025年6月17日放送 NHKクローズアップ現代

リクルート費用の受入企業負担は、外国人労働者にとって経済的な負担を大幅に軽減するだけでなく、精神的な安心感も提供します。来日前に多額の借金を背負う不安がないため、より安心して日本での就労に臨むことができます。このような企業は、他の企業と比較して、候補者にとって非常に魅力的に映るでしょう。

「失踪」と「都市への移動」の主要原因は借金
年間1万人もの外国人労働者が失踪しています。来日前の借金額がトップであるベトナムが失踪者のトップでもあることが借金と失踪の相関関係の強さを示しています。この借金(平均54.2万円)が、ILOが批判する「債務労働」の一因であり、「強制労働」のリスクも指摘されています。

	借金平均値(円)	借金順位	失踪者数	失踪順位
ベトナム	674,480	1	5,481	1
カンボジア	566,889	2	694	4
中国	528,847	3	816	3
ミャンマー	315,561	4	1,765	2
インドネシア	282,417	5	662	5
フィリピン	153,908	6	84	6
ミャンマーの失踪には国内での政変の影響あり				

借金がなければ返済の心配をしなくて済みます。より給与の高い他企業への転職や失踪等を考えなくてよくなりますので業務に集中できます。必然的に定着率が上がり、採用や訓練に係わる間接コストが削減されますし、長期的にはモチベーションの高い外国人労働者による業務品質の向上も期待できるでしょう。

FERI参加がもたらすメリット

FERIへの参加は、単なるコスト増ではなく外国人労働者の「質」と「定着」という、最も重要な課題を解決するための「戦略的投資」です。



長期的には以下の効果が期待できます。

優良な外国人材の安定確保

外国人労働者の定着率向上

間接コストの削減と高い費用対効果

企業イメージ向上で「選ばれる企業」へ

人権にも配慮した「選ばれる地域」へ

IV. FERIの仕組み



外国人労働者から、高額な費用を徴収しない『国際水準の移住労働者のリクルート』を促進するため、JICAがILOやRBA等の協力を得て制度設計を行い、JP-MIRAIが運用する民間主導の枠組みです。「国際労働移動」における、送出機関・斡旋機関・受入企業（使用者）等のステークホルダーの果たすべき役割と責任を定義し、それが実現されていることを以下の3段階の審査を通じて求人票毎に認証します。FERIは、問題の予防と救済に重点が置かれています。



V. FERIガイドライン ～ 概要



杉田弁護士(グローバルHRストラテジー)に作成頂いた「あるべき国際労働移動のガイドライン」であり、公正で倫理的なリクルートを実現する為に、送出機関・斡旋機関・使用者等の関係するステークホルダーの役割と責任を定義しています。

【全社に共通するガイドライン】

リクルート費用は 使用者が負担	公正な営業活動	理解と合意に基 づく契約の締結	強制的な帰国へ の加担の禁止	物品等の領置の 禁止	第三者を媒介と する行為の禁止
労働者の機会最 大化の為の選択	接待・金銭提供 利益供与の禁止	円滑な国際移動 への支援	労働者の 権利制限の禁止	強制労働・人権 侵害の防止	
正確な情報提供	実績・価格情報 のWeb公開	渡航後の観察と 支援・保護	募集・選考での 差別の禁止	ガイドラインの実 質的な遵守	法令遵守

【送出機関特有のガイドライン】

第3者(ブローカー 等)の関与禁止	違法な募集の 禁止
職業訓練と語学 訓練の提供	契約に基づく住 居・食事の提供
労働者の職業選 択の自由を尊重	労働者が持つ 能力を最大化
渡航前説明会の 実施	帰国後の円滑な 再社会統合

【斡旋機関特有のガイドライン】

労働条件・就労 環境の向上	出入国の際の 送迎等の支援
国際移動への理 解と配慮	渡航後説明会の 実施
就労状況の モニタリング	労働者の権利 制限の禁止

【使用者特有のガイドライン】

リクルート経路を 知る責任	適正な費用 の負担	採用の書面での 合意
採用の撤回の際 は追加費用負担	適正な就労環境 の提供	労働安全衛生の 確保・推進
求人情報と労働 環境の一致	職業能力向上の 促進	公正な評価 と昇進
職場での多様性 への配慮	一時帰国への 配慮	適正な住環境と 食事の提供



V. FERIガイドライン ～ 重要なポイント

FERIガイドラインでは、以下のような厳格な対応を送出し機関に求めている。

- ・ 移住労働者の人権を促進し、その能力と機会を最大限に引き出す
- ・ 適用法およびFERIガイドラインを完全に遵守した採用活動
- ・ 採用プロセス全体を通して労働者に正確な情報を提供する
- ・ 送出し機関以外の第三者(ブローカーを含む)の関与の禁止
- ・ **全員の合意に基づく、分かりやすく正確な契約を締結する**
- ・ 適切な研修／住居／食事の費用を移住労働者に請求せず使用者が負担する
- ・ 受入国における斡旋機関や使用者への接待や金銭の提供を禁止する
- ・ **移住労働者の安全な移住を尊重／支援／保護するよう努める**

【メリット その①】

不正や違法なコストが発生しないので、受入企業がリクルート費用を負担する際にも、dark costの混入の懸念をしなくて済む。

【メリット その②】

不正や違法なコストが派生しない上に、サービス対価がweb上で公表されているので、リクルート費用の金額そのものがこれまでに比べて低廉化する。

【メリット その③】

送出機関が直接受入企業に請求するので、来日後に怪しげな領収書に基づいて労働者に返金するようなイレギュラーな経理処理が発生しない。

V. FERIガイドライン ～ 費用負担割合で2つの認証



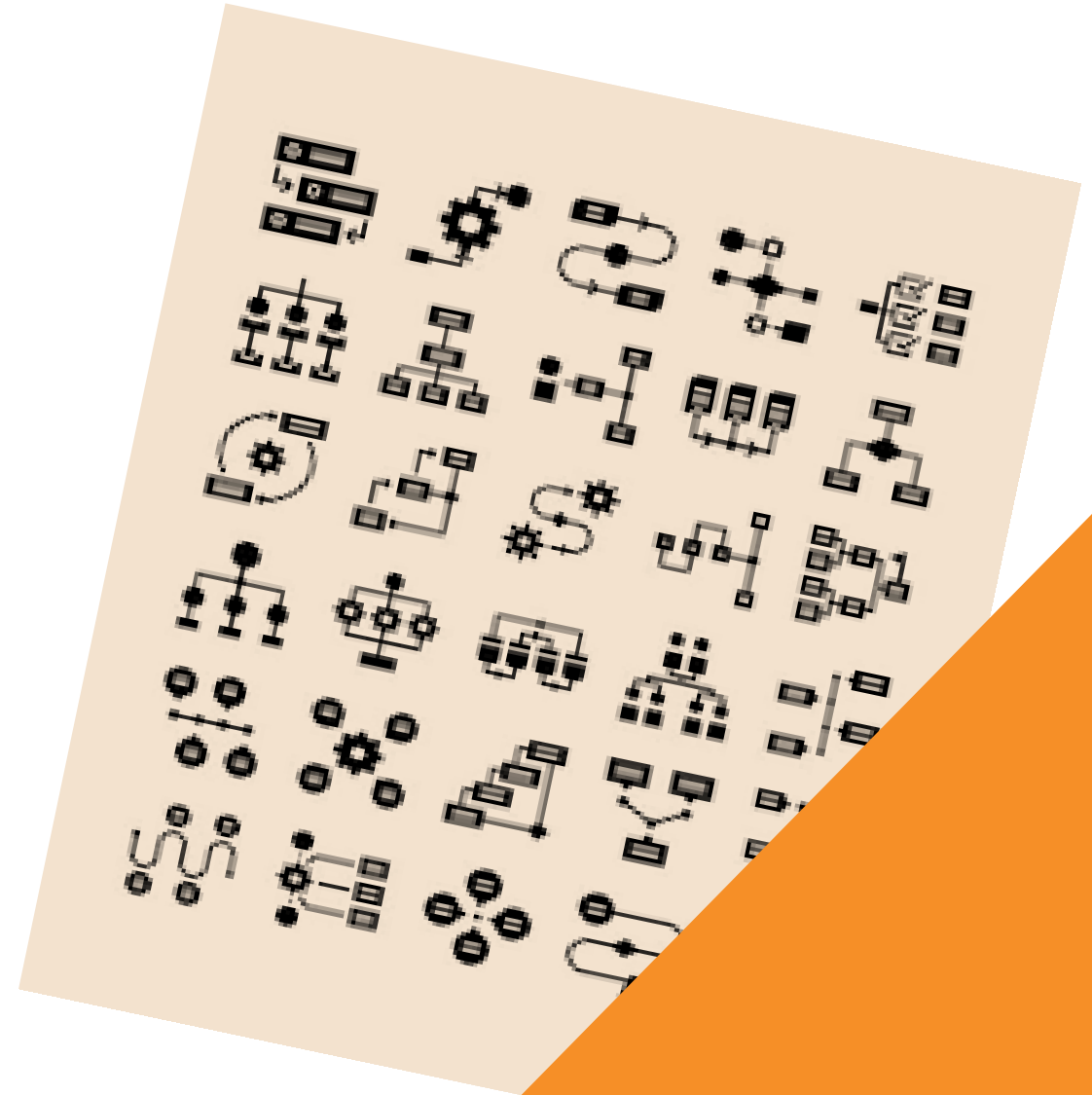
表1 使用者が負担する採用手数料及び関連費用の割合

使用者が負担する 採用手数料および関連費用	FERI認定求人票： 使用者が負担する項目 	準FERI確認求人票： 使用者が負担する項目 	FERI ガイドラインの 該当規定
A. 採用手数料	使用者が100%負担	★一部は移住労働者が負担可能 (ベトナムの送出し機関によって移住労働者、斡旋機関、または使用者に提供されるサービスに対する報酬で、送サービス報酬として法律で定められた上限額を遵守していなければならない)	2.13c
B. 関連コスト			
i. 医療費	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
ii. 保険料	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
iii. 技能・資格試験の費用	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
iv. 研修とオリエンテーションの費用	使用者が100%負担	★一部は移住労働者が負担可能 (職業訓練および語学研修の費用、教材費を含む)	2.8b 2.9b
v. 設備費	使用者が100%負担	使用者が100%負担	
vi. 旅費宿泊費	使用者が100%負担 (「送出し国での国内交通費」は除外される場合があります)	★一部は移住労働者が負担可能 (移住労働者が受入国への移住準備期間中の居住費用)	2.10b
		★一部は移住労働者が負担可能 (移住労働者が受入国への移動準備期間中の食費)	2.11b
		★一部は移住労働者が負担 (「送出し国での国内交通費」)	4.8b
記載されていないその他の費用	使用者が100%負担	使用者が100%負担	

注:「準FERI確定求人票」による採用の場合、移住労働者は「★移住労働者が一部負担可能」と表示されている項目のみ、上記の★印の項目の合計金額の50%を超えない範囲で負担することが求められ、移住労働者の負担金額は求人票に記載されなければならない。



VI. FERiのワークフロー





使用者の登録と訓練

SOPs 2-11

移住労働者

送出し機関

VAMAS

JP-MIRAI

斡旋機関

使用者

[注2] 申請書

- ・記入済み申込書
- ・FERIガイドライン及び関連法令遵守に関する誓約書
- ・過去の採用実績一覧
- ・責任者の履歴書
- ・日本における事業者としての営業許可の写し

[注3] 審査基準

- ・必要書類の提出
- ・組織の存在確認
- ・営業許可の有効性
- ・法令違反の履歴がないこと
- ・採用活動に関する十分な経験

Process Start

説明会

説明会への参加

FERIへの参加？

Yes

JP-MIRAI会員へのご入会
(未加入の場合)
/会費のお支払い

申込書

失格通知

合格通知

JP-MIRAIによる
使用者訓練

Process End

失格

審査

合格

FERIシステムへの登録

JP-MIRAIウェブサイト
に
使用者名をアップロード

[会社ロゴ入り用紙]		年 月 日
一般社団法人 JP-MIRAI		
理事 穴戸 健一宛		
受入企業様用		
誓約書		
JP-MIRAIで運用している公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（FERI）への参加を申し込むにあたり、弊社（ 受入企業名称 、 受入企業住所 ）を代表して、以下の事項を厳守することを誓約致します。		
1 今回参加申し込みにあたり提出した文書に記載された内容は、正確かつ真実であることを保証します。		
2 当社が提出した文書に記載された事実の虚偽表示または不正確な情報から生じるあらゆる法的措置について、当社が責任を負うものとします。		
3 FERIを通じて移住労働者を採用する全工程において、送出国と日本の適用法規を厳守します。		
4 FERIを通じて移住労働者を採用する全工程において、FERIガイドラインの以下のすべての条項を厳守します。		
申込受入企業名	みらい株式会社	
住所	東京都新宿区市ヶ谷本村町	
代表者氏名	みらい しんじ 	
チェック	条項	FERIガイドラインの以下条項を厳守する
☒	4.1	本条項の規定に従い、公正で公平な業務を遂行する責任があることを確認します。
☒	4.2	本条項の規定に従い、規定の機能を担います。
☒	4.3	本条項の規定に従い、リクルートから帰国までの全体の経路を知るように努めます。
☒	4.4	本条項の規定に従い、斡旋機関を選択します。
☒	4.5	本条項の規定に従い、送出国機関を選択します。
☒	4.6	本条項の規定に従い、規定の情報を提供します。
☒	4.7	本条項の規定に従い、接待等の利益提供の要求や合理性のない値下げ等の要求を行いません。
☒	4.8	本条項の規定に従い、移住労働者が就労するまでの過程で要する費用を負担します。
☒	4.9	本条項の規定に従い、国籍、性別、年齢、人種に基づく差別を行いません。
☒	4.10	本条項の規定に従い、斡旋機関に対し正確な求人情報を提供します。
☒	4.11	本条項の規定に従い、移住労働者に対し正確な求人情報を提供します。
☒	4.12	本条項の規定に従い、採用の通知を書面又は電子的記録によって行います。
☒	4.13	本条項の規定に従い、移住労働者が就労するまで時間と費用を要することを理解し、配慮します。
☒	4.14	本条項の規定に従い、法令に基づき撤回が可能な場合のみ撤回し、追加的に必要となる費用を負担します。
☒	4.15	本条項の規定に従い、移住労働者が円滑に渡航できるよう、ステークホルダーと協力して移住労働者を支援します。
☒	4.16	本条項の規定に従い、自らはまた斡旋機関を介して移住労働者の出入国の際の送迎等の支援を行います。
☒	4.17	本条項の規定に従い、適正な就労環境を提供します。
☒	4.18	本条項の規定に従い、労働安全衛生を確保し、安全な職場作りと移住労働者の健康増進を推進します。
☒	4.19	本条項の規定に従い、雇入れ時に労働安全衛生の確保に必要な教育訓練や健康診断を行います。
☒	4.20	本条項の規定に従い、求人票に記載の労働条件、就労環境、住環境等と一致した労働条件等を提供します。
☒	4.21	本条項の規定に従い、職業能力に関し必要な指導を行い、公的な技能試験の受検を推奨・費用を負担するよう努めます。
☒	4.22	本条項の規定に従い、移住労働者の能力を公正に評価し、それに応じた昇進や昇給を行います。
☒	4.23	本条項の規定に従い、ルーツが異なる者が働くことについて理解を醸成することに必要な取り組みを行います。
☒	4.24	本条項の規定に従い、移住労働者が希望する際に、自己負担で一時帰国できるよう、必要な配慮をします。
☒	4.25	本条項の規定に従い、移住労働者に対し、自らはまた斡旋機関を介して、適切な住環境を提供します。
☒	4.26	本条項の規定に従い、移住労働者に対し、自らはまた第三者を介して、適切な食事を提供します。
☒	4.27	本条項の規定に従い、移住労働者の権利を制限致しません。
☒	4.28	本条項の規定に従い、移住労働者の物品等を合理的な理由がある場合を除いて預かりません。
☒	4.29	本条項の規定に従い、移住労働者の脆弱性を使用し、移住労働者の意に反した行動をとらせません。
☒	4.30	本条項の規定に従い、使用者の職員に対して、強制労働・人身取引・人権侵害の防止のための訓練を定期的実施します。
☒	4.31	本条項の規定に従い、本ガイドラインを遵守し、用語を形式的に読み替える等してガイドラインの遵守を回避しません。
☒	4.32	本条項の規定に従い、本ガイドラインに適合しない行為について、第三者に当該行為を行わせません。
☒	4.33	本条項の規定に従い、送出国の法令及び受入国の法令を遵守して事業を営みます。
☒	4.34	本条項の規定に従い、規定の情報を使用者のウェブサイトに掲載します。
☒	4.35	本条項の規定に従い、準FERI認定求人票について、性質として準用できる範囲でFERI認定求人票の規定を適用します。

誓約書

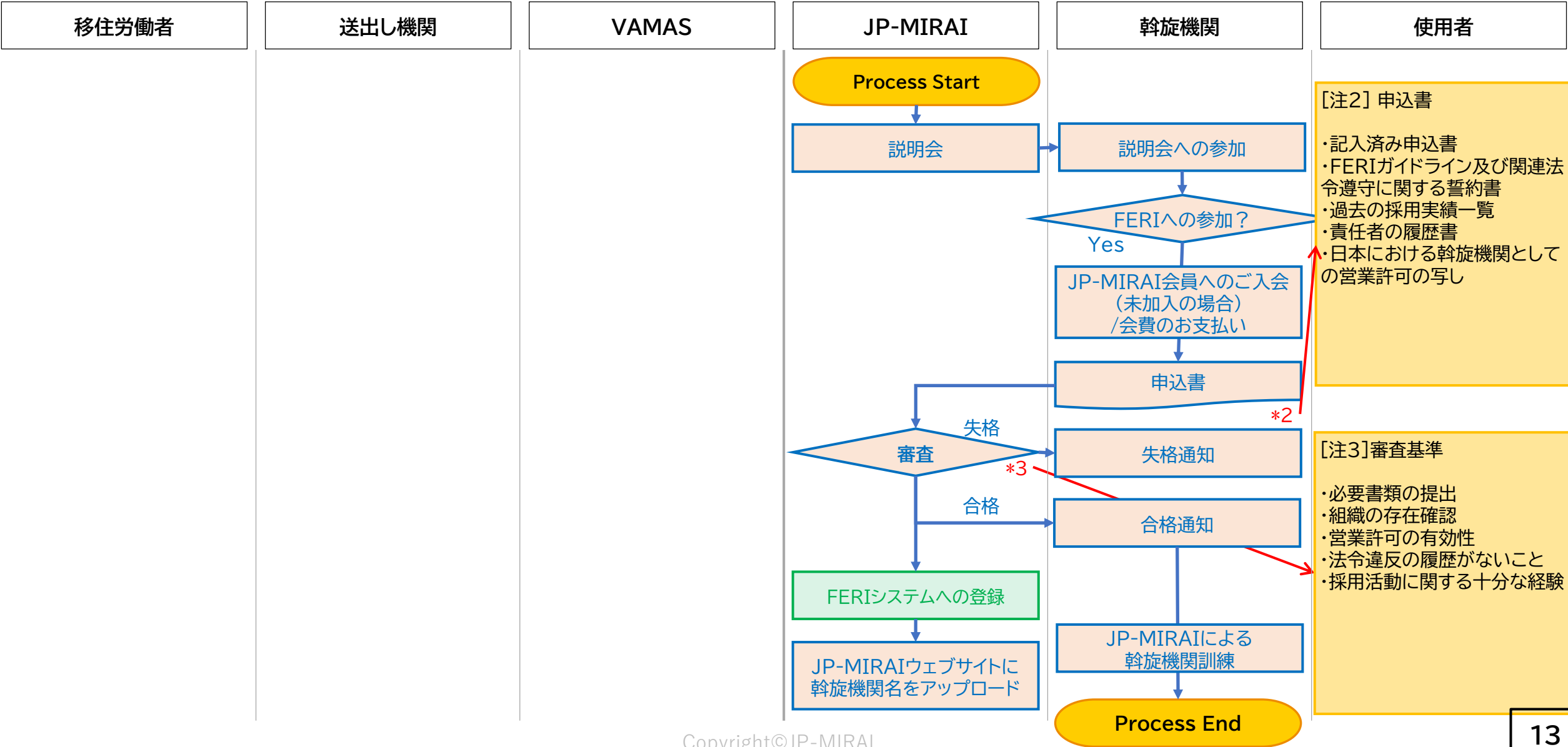
受入企業様にも、このテンプレートを使用して、FERI ガイドラインおよび関連法に準拠する旨の誓約書を作成して提出頂きます。

この部分がFERIガイドラインの受入企業様部分の各項目への遵守の確認となります。



日本の斡旋機関の登録と訓練

SOPs 2-11





求人票の事前審査

SOPs 3-13

移住労働者

送出し機関

社会保険労務士連合会

JP-MIRAI

斡旋機関

使用者

[注1] FERI GL 第6章

6.7 ベトナムへの一時帰国に関する考慮事項
6.8 提供される住居の基準
6.9 出発前職業訓練
6.10 出発前語学研修
6.11 採用に必要な費用の負担
6.12 求人票(JP-MIRAI)における採用相談
窓口・救援窓口の明確化

SOPs 3-13

LSSA : Labor and Social
Security Attorney

Process Start

求人内容の確定

*1 求人票

変更要求

失格通知

認証ロゴの連絡

Process End

Not pass

Pass

審査

求人票への採番と
社会保険労務士連合会
への審査の依頼

失格通知

合格通知
[FERI認証] 又は
[準FERI確認]

認証ロゴの発行

*3 FERIシステムへの登録

Process End

[注2] 審査基準

・FERIガイドラインへの準拠
・ベトナムおよび日本の適用法令への準拠

[Note 3] LOGO

■ FERI認証

■ 準FERI確認

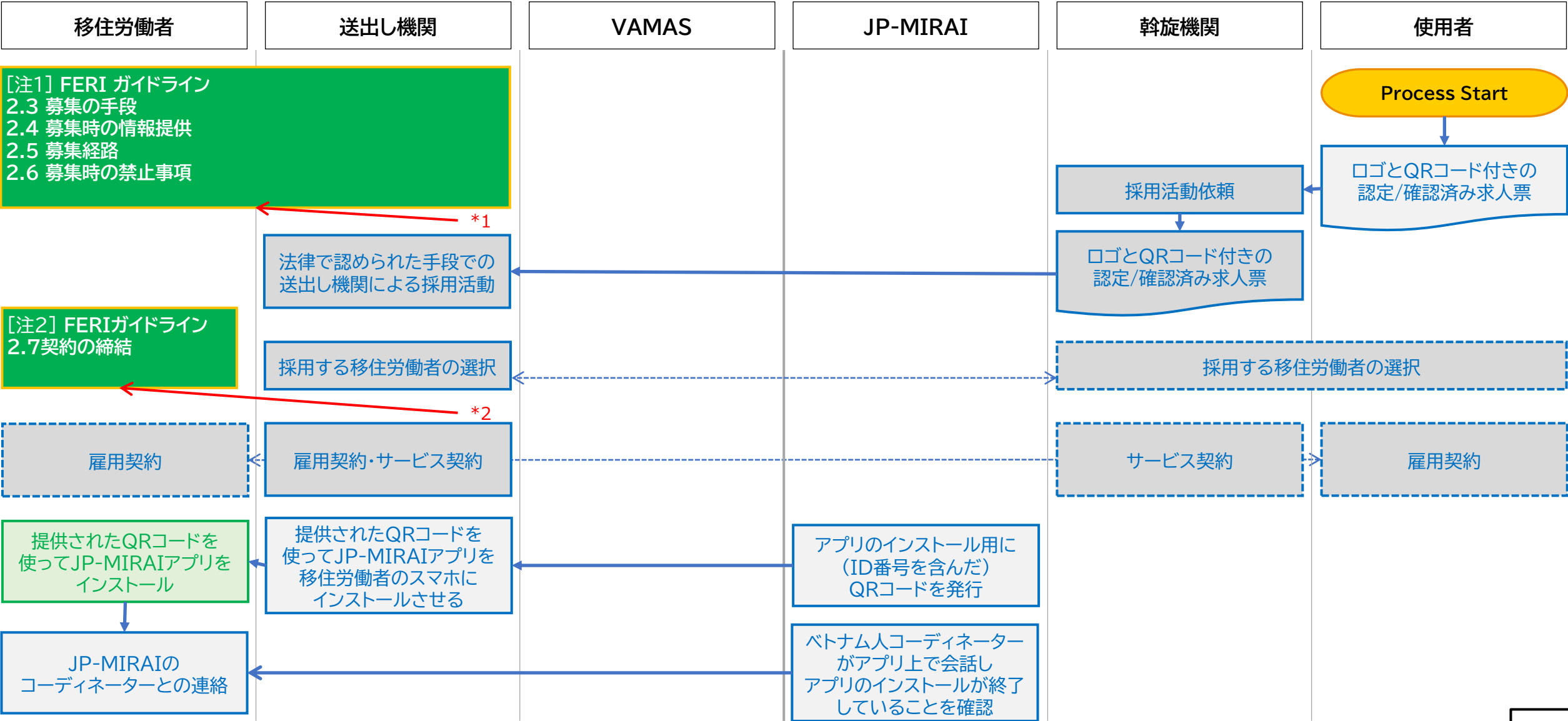


ロゴには「FERIとは何か?」を説明するJP-MIRAIの
ウェブサイトへのリンクが含まれています。



ベトナムにおける採用活動と契約

SOPs 3-14



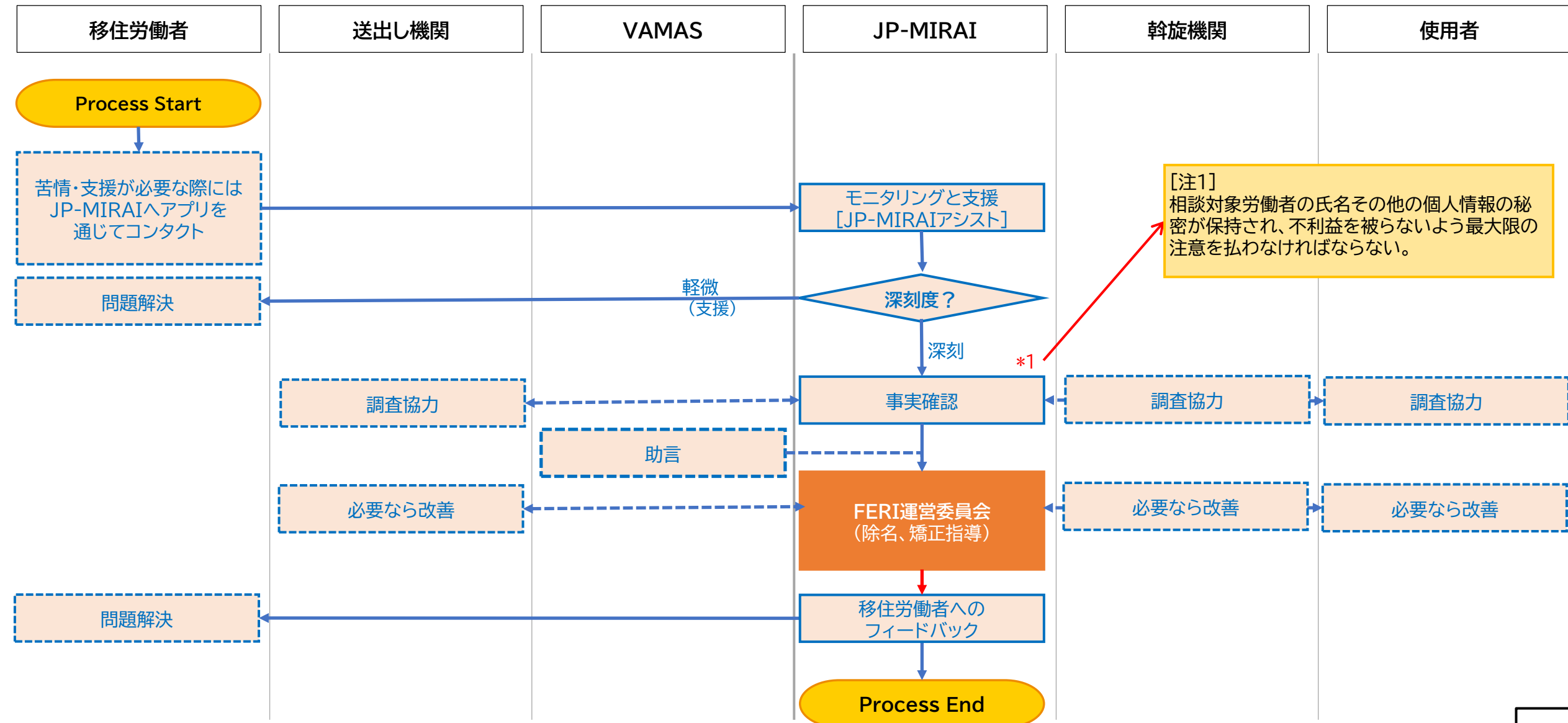


SOPs 3-15



渡航前のモニタリング

SOPs 3-15/16/17





日本到着後

SOPs 3-16



送出し機関

VAMAS

JP-MIRAI

斡旋機関

使用者

移住労働者

[注1] FERIガイドライン(斡旋機関の役割)
3.18 出入国の際の支援
3.19 到着後オリエンテーション(PAO)の実施

[注2] FERIガイドライン(送出し機関の役割)
2.24 受入国へ移動後の保護
2.25 強制的な帰国への加担の禁止

[注3] FERIガイドライン(斡旋機関の役割)
3.21 移住労働者の保護
3.22 強制的な帰国への加担の禁止

[注3]
22ページ参照

到着後オリエンテーション
の実施

移住労働者の受け入れ

モニタリングと支援
[JP-MIRAI assist]

Process Start

日本に到着

到着後オリエンテーション
への参加

勤務開始

移住労働者は必要な時
いつでもJP-MIRAIアシス
トへ連絡可能

*1

*2,3

*2,3

*2,3

*3

定期的なモニタリングと認証

SOPs 3-15/16/17



送出し機関

VAMAS

JP-MIRAI

斡旋機関

使用者

移住労働者

Process Start

移住労働者の来日後1-3か月後

アンケートへの回答
又はインタビューの依頼

アンケートへの回答
又はインタビュー

[注1]
証明書/確認書の発行は
毎月末に実施

ガイドライン
との合致

合致せず

JP-MIRAIアシストへ
(ページ22参照)

合致確認

FERI証明書又は
準FERI確認書の受領

FERI証明書又は
準FERI確認書の発行

FERI証明書又は
準FERI確認書の受領

FERI証明書又は
準FERI確認書の受領

[注2] ロゴ
FERI
証明書

準FERI
確認書

JP-MIRAIウェブサイト
で送出し機関と使用者の
ステータスを更新

*3

報告書の作成/
関係者への送付

賞の発行

*4

Process End

[注3]
一般レポートには個人情報や
企業の詳細情報は含まれません

[注5]
入国日から1年毎にモニタリングを実施
します。違反が判明した場合、証明書ま
たは確認書は取り消されます。

[注4]
審査基準については、FERI運営委員
会にて審議の上で決定されます。

定期モニタリング

- 1) 日本到着後、移住労働者はJP-MIRAIアプリを通じて、到着後約1ヶ月と約1年後にモニタリングの為にアンケートに回答します。
- 2) JP-MIRAIは、登録機関に対し、移住労働者個人が特定されないよう細心の注意を払いつつ、集約されたモニタリング結果を提供します。
- 3) 到着後のモニタリングで問題が確認されない場合、当該の求人票はFERI認証または準FERI確認のいずれかに指定されます。

[特記事項]

送出し機関は、移住労働者が契約に署名した後、直ちにJP-MIRAI事務局から送信されるQRコードを使用して監視ツール(JP-MIRAIポータルアプリ)をインストールするようにする必要があります。

モニタリング用アンケート

Khảo sát đánh giá trong khuôn khổ FERI

Trong khuôn khổ FERI (Sáng kiến Tuyển hành kiểm tra để đảm bảo rằng việc tiếp các thông tin trong bản mô tả công việc tại Nhật Bản cung cấp. Khảo sát này nhằm xác nhận tình hình th Nhật Bản và thông tin trong đơn hàng m hay không. Rất mong nhận được sự hợp Kết quả khảo sát sẽ không được chia sẻ hình thức có thể nhận diện được người tr

shirato.kanna@jp-mirai.or.jp [アカウント](#)

共有なし

Mã số doanh nghiệp phía Nhật Bản (động từ mã QR, vui lòng không thay

回答を入力

Mã số pháp nhân phía Nhật Bản (VD động từ mã QR, vui lòng không thay

3. 求人票に書かれた内容と来日後の状況に違いがある項目を選択してください。(複数回答可)

☐ a. 仕事内容

☐ b. 職場環境

☐ c. 賃金

☐ d. 住居

☐ e. 生活環境

☐ f. 違いはない

☐ その他: _____

4. 以下の費用で、送出機関・監理団体、使用者から徴収されている費用があれば選択してください。(複数回答可)

☐ 斡旋手数料

☐ 宿泊費

☐ 研修費

☐ スーツ代

☐ スーツケース代

☐ 費用を徴収されたが、どれに該当するか分からない

☐ 上記の費用はすべて徴収されていない

☐ その他: _____

5. 来日後の環境で、我慢できない・身の危険を感じるような不満がある項目があれば、選択してください。あなた自身に限らず、同僚が感じていることも含めてください。(複数回答可)

☐ a. 仕事内容

JP-MIRAI
ポータルアプリ



日本到着後の苦情処理のメカニズム

SOPs 3-15/16/17/18/19/20



送出し機関

VAMAS

JP-MIRAI

斡旋機関

使用者

移住労働者

[注1]
相談対象の移住労働者の氏名その他の
個人情報の秘密が保持され、不利益を
被らないよう最大限の注意を払わなければ
ならない。

調査協力

[JP-MIRAIアシスト]

深刻度?

深刻

*1

*2

事実確認

合法

違法性?

違法

告発

SOPs 3-19

FERIガイドライ
ンとの合致?

FERI運営委員会

Process Start

苦情・支援が必要な状態

問題解決

軽微
(支援)

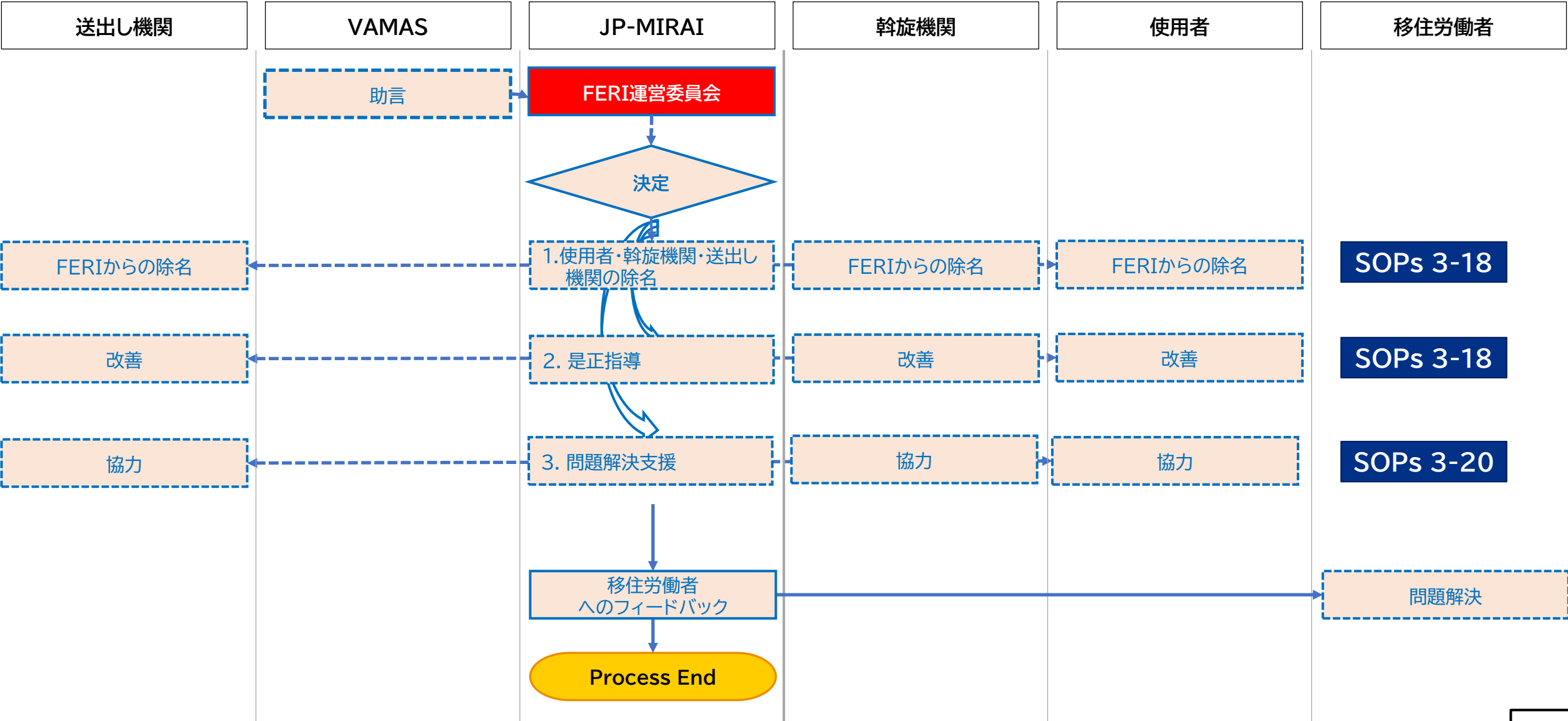
調査協力

調査協力



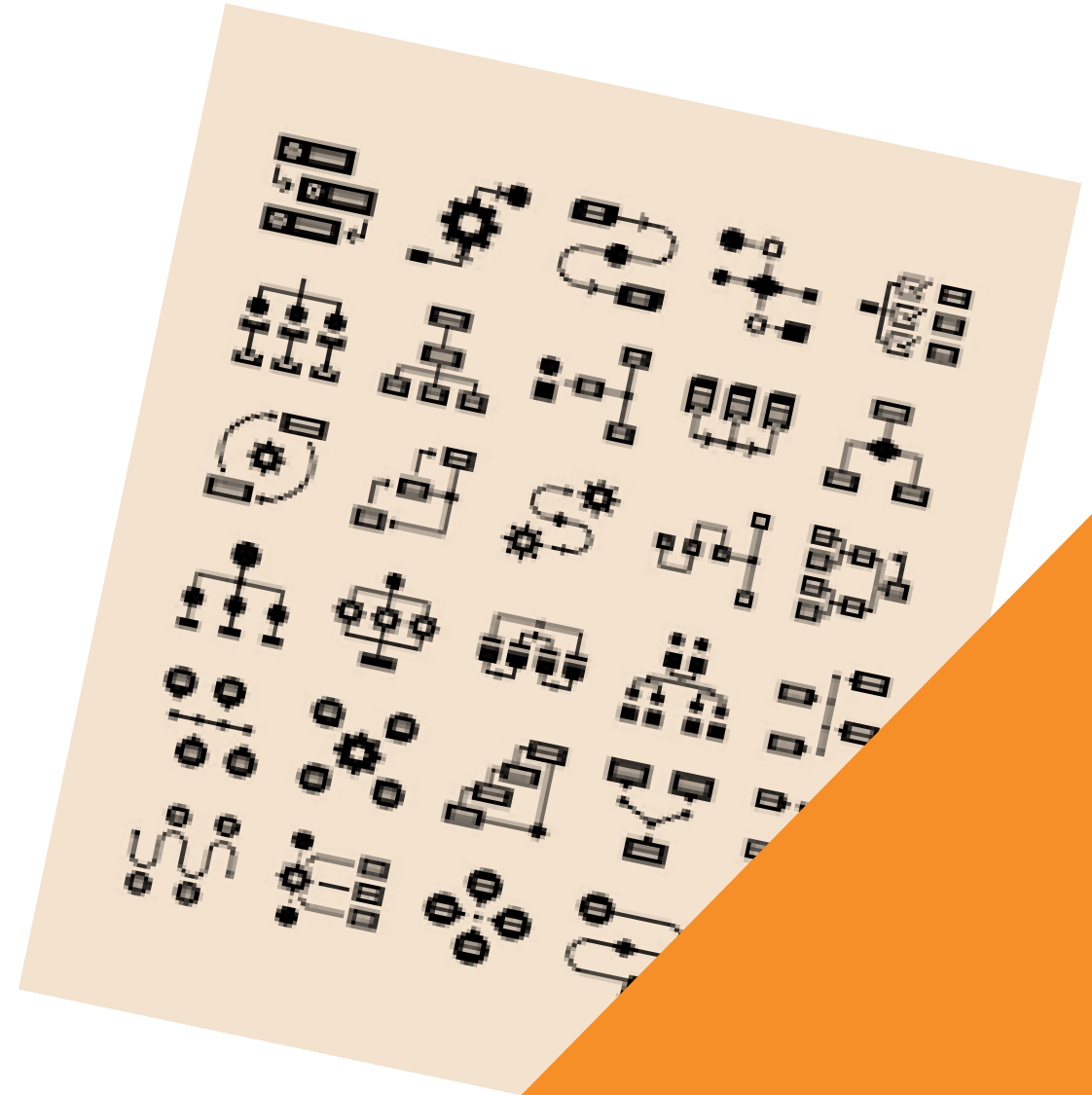
日本到着後のモニタリング

SOPs 3-18/19/20





VII. FERIプロジェクトの進捗状況



VII. FERIプロジェクトの進捗状況 ～ ①送出機関への研修



ベトナム・インドネシア・ネパールでFERI参加を希望する送出機関向けFERI研修を実施済。ベトナムではVAMAS、インドネシアでは移住労働者保護省、ネパールでは労働省及び送出機関協会の協力により、多くの送出機関の参加を得た。既に参加登録の申請書も届き始めている。現在、バングラデシュ、インドへの展開を準備中です。

ベトナム(4月21日実施)

- ILO・JICA・ベトナム労働者派遣協会の協力
- 12社のベトナム送出機関から20名が参加
- 中には既にゼロフィーでの送出実績のある送出機関も参加していた
- リクルート費用が使用者負担となることでリクルート料金が低価格化することへの懸念の表明あり
- 優良な使用者とのマッチングを期待して参加している送出機関が多い
- 越政府はFERI支援へと対応が大きく変化



インドネシア(5月15日実施)

- インドネシア移住労働者保護省とIOM協力
- 26社のインドネシア送出機関が参加
- 優良な使用者とのマッチングを期待して参加している送出機関が多い
- Q&Aで移住労働者保護省に対して送出機関が揃ってクレームあり。運用面でのミスは大きなクレームになる可能性あり、要注意
- 移住労働者保護省は積極的なFERI支援を表明してくれ、参加者募集協力的。



ネパール(6月9日実施)

- 労働・雇用・社会保障省やネパール送出機関協会の協力を得、EOJ・IOM・ILOも参加
- 25社の送出機関から合計約35名が参加
- 通常日本向けに送出しを行っている送出機関とは異なる送出機関が多く参加し、優良な使用者とのマッチング狙いの参加者が多い
- 労働省バンダリ大臣、海外雇用局の新局長、ネパール送出機関協会新会長との面談を行い、協力関係を改めて確認した



VII. FERIプロジェクトの進捗状況 ～ ②FERI認知度向上、国際機関連携



【国際会議参加報告①】

ILO=JICA共催「東南アジア・日本間の移住労働者の救済へのアクセス向上のための共同行動計画策定ワークショップ」

- 2025年2月11日にプノンペンで開催。
- 参加者:52名(カンボジア、ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン政府、送出機関、経済団体、労働組合、NGO等の関係者)/JP-MIRAIから穴戸、佐藤が参加。
- 全体成果:各国政府・国際機関間の連携展開の基となる①政府・民間の苦情処理メカニズム、②労働者のエンパワーメント、③倫理的なリクルート、④環境整備の4領域を含む「共同行動計画」案が完成
- JP-MIRAI成果:「ポータル/アシスト」「FERI事業」を説明。各国から高い関心が寄せられ、今後の具体的な連携について個別の協議を行った。



写真提供: ILO

【国際会議参加報告②】

ILO主催「Global Conference for Fair and Ethical Recruitment」

- 2025年5月19-20日にジュネーブで開催。
- 参加者:約100名(各国関係省庁、労働組合、民間企業代表者、国際機関等)/JP-MIRAIから穴戸が参加
- 全体成果:ILOが公正なリクルートを呼びかけるイニシアティブを立ち上げてから、10年の節目に、これまでの取り組みや成果・課題を取りまとめるとともに、今後の5年間のアクションについて議論。
- JP-MIRAI成果:全体セッションにおいて、FERIの取り組みについて概要説明を行い、返金よりも予防に重点を置くべきと主張。また、併せて行われたドナー会合では、アジアにおけるILO-JICA連携やFERIについて説明し、アジアでの連携を呼びかけ。



Copyright © JP-MIRAI

【IOMとのMOU締結】

目的:移住労働者の日本社会での適切な受入れと調査研究での協働。

- 2025年8月7日署名

<連携活動>

- 日本企業への支援
9/15 RBHRフォーラム@BKK:日本企業向けイベント・現地集合ツアー実施
- FERI
各国での情報共有、連携パートナー助言、RASモニタリング協力
- 調査研究



VII. FERIプロジェクトの進捗状況 ～ ②FERI認知度向上、国際機関連携



RBA/ILO/JP-MIRAIとの共催シンポジウム 「移住労働者のリクルートの適正化について考える」

- ・ 4月8日に東京で開催。倫理的リクルートの重要性とFERI導入の有効性を国際機関と共に確認した。
- ・ ILO/RBAによる取り組み事例の紹介(RBA基準では、労働者負担が発覚した場合、使用者が返金するもののdark costが含まれることで経理処理が困難)
- ・ 東南アジアでの実際の労働者負担の紹介(NGO)など
- ・ 負担する中小企業への配慮も必要であるが、入管庁、経団連、連合等も目指すところは、労働者負担ゼロ。倫理的なリクルートへの取り組みが不可欠であること、FERIの採用が有効であることが多くのステークホルダーとともに確認できた。



RBHR サイドイベント(IOM/ILO主催) “From Commitment to **Action**: Emerging Fair and Ethical Recruitment Frameworks in Asia.”

- ・ 9月16－19日に、バンコクで開催された「国連ビジネスと人権地域フォーラム(RBHR Forum)」のサイドイベントにおいて、JP-MIRAIの取り組みやFERIについて発信し、関係者から高い評価を得た。
- ・ 同イベントでは、倫理的なリクルートのアジアでの拡大を目指して、ASEAN大臣会合で議論が進んでおり、法制化が期待されていること、それぞれの立場での取り組みの必要性について、議論が交わされた。



【準備した運用手順と書類様式】

- 使用者・斡旋機関からの求人票の事前審査フロー**

```

graph TD
    subgraph Participants
        User[使用者]
        Agency[斡旋機関]
        JP_MIRAI[JP-MIRAI]
        JSC[社労士連合会]
    end

    User -- "求人票" --> Agency
    Agency -- "求人票" --> JP_MIRAI
    JP_MIRAI -- "求人票" --> JSC
    JSC -- "求人票" --> User

    JP_MIRAI -- "不整合・不備部分の改善依頼を送付" --> User
    JP_MIRAI -- "訂正後の内容を審査票に記入" --> Agency
    JP_MIRAI -- "審査結果通知書" --> User
    JP_MIRAI -- "審査結果通知書" --> Agency
  
```

注3: FERI認証 ■ 準FERI認証

注4: QRコードには、使用者や斡旋機関のHPのリンクが含まれています。

注5: このフローチャートは、このマニュアルの「求人票の事前審査」の章に記載されています。

【求人票記入の手引き】

【求人票事前審査票】

求人票様式3-1:この様式は技能実習制度での受入を想定したものです。特定技能制度での受入の場合には、様式3-2を使用してください。

この欄には、JIP-MIRAI印での事前審査を行った結果、FERI認定が事実FERI1確認が行われた場合、その認定口が付与されます。

様式3-1

**FERI認定求人票
(技能実習)**

GIP-MIRAI印

記入日: 年 月 日

記入日: 年 月 日

この欄でなくてはならない欄はほとんど、この欄に記入の欄が用意された求人票でなければならず、必ず記入してください。

貴社企業名	フジファ			日本語	English	
代表者氏名	フジファ			日本語	English	
本社所在地	〒 - -			日本語	English	
連絡先	TEL		携帯			
担当部署	部署		役職・氏名		EX-1	
担当責任部署	部署		役職・氏名		EX-1	
入習予定日	年 月 日					
受入人数	人					

具体的な労働条件

① 就業時間/作業

② 業務内容の概要

③ 業務上の基準

④ 就業場所

**参考様式第1-14号のIII
(重要点強調)**

業務内容として、法律で禁止された業務ではなく、適正な業務であることを事業主として確認済であること、労働安全が確保され、適正な業務を行うのに適した事業所であることを確認済であること。

**参考様式第1-14号のII
(重要点強調)**

1. 雇用契約期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 契約の更新の有無 ☐ 契約の更新はない ☐ 原案として更新する

3. 更新上の留意事項 ① 雇用主の更新が終了した場合は、契約を更新しない場合がある。
② 無 ☐ 有 ☐ (更新 回まで / 適用期間 年まで)

就業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

参考様式第1-14号

就業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

参考様式第1-14号

就業年度

年 月 日 ~ 年 月 日

参考様式第1-14号

	JP-MIRAI 責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム	事務局長	担当者	

【様式5】求人票事前審査票

求人票事前申請・受付番号				
求人票事前申請・受付日				
求人票を提出した使用者の名称				
求人票を提出した使用者の住所				
会員登録状況(年会費支払済・未済)	会員登録状況	☐ A ☐ B ☐ その他	年会費支払状況	☐ 済 ☐ 未済
求人票を提出した転職機関の名称				
求人票を提出した転職機関の住所				
会員登録状況(年会費支払済・未済)	会員登録状況	☐ A ☐ B ☐ その他	年会費支払状況	☐ 済 ☐ 未済

1. JP-MIRAI事務局による審査項目

確認欄	審査基準	対象	メモ
[2.3] 専任手段の限定(あれば要遵守)		F・S	記載がなくても構わない
[2.4c] 職業訓練期間(あれば専任時に要情報提供)		F・S	記載がなくても構わない
[2.4c] 面接のタイミング(あれば専任時に要情報提供)		F・S	記載がなくても構わない
[2.4c] 送出国への費用の支払い時期(あれば専任時に要情報提供)		F・S	記載がなくても構わない
[2.4c] 負担する費用の内容・採用手数料(あれば専任時に要情報提供)		F	
[2.4c] 負担する費用の内容・医療費(あれば専任時に要情報提供)		F・S	
[2.4c] 負担する費用の内容・保険料(あれば専任時に要提供)		F・S	
[2.4c] 負担する費用の内容・技能試験・資格試験費用(あれば専任時に要情報提供)		F・S	
[2.4c] [2.8b] 負担する費用の内容・職業訓練(あれば専任時に要情報提供)		F	
[2.4c] [2.9b] 負担する費用の内容・語学訓練(あれば専任時に要情報提供)		F	
[2.4c] 負担する費用の内容・設備費(あれば専任時に要情報提供)		F・S	
[2.4c] 負担する費用の内容・旅費宿泊費(あれば専任時に要情報提供)		F	

「ビジネスと人権」を取り巻く動きや現行法制度(コンプライアンス)を超えて、倫理的リクルートに取り組むメリットについて説明し、FERIプロジェクトの進捗を共有するための媒体として、「FERI通信」を創刊し、受入企業候補、自治体、JP-MIRAI会員等に送付中。

- ・「ビジネスと人権」の基礎知識
- ・FERIについての説明
- ・FERIプロジェクトの進捗報告
- ・読者からの質問への回答
- ・FAQ
- ・FERIの今後のスケジュール
- ・ご意見箱、etc

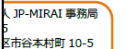


<https://forms.office.com/r/dEqW4Hd2ie>

 TEL : 050-6883-5531
 ferri@jp-mirai.or.jp



TEL : 050-6883-5531
✉ feri@jp-mirai.or.jp





VII. FERIに参加する為の手順



FERIの参加方法 ～JP-MIRAI有料会員の皆様にご利用いただけます



会員種別	年会費	サプライチェーンにおける相談・救済プログラム	公正で倫理的リクルート (FERI)	中小企業向け 動画教材	有料会員向けイベント・情報提供(LMS)
A会員 企業協働プログラム参加企業	利用内容に応じ、 12万円～ (別途契約)	○	○ 使用者(雇用主)には、 別途従量課金あり	○	○ 5アカウント/1社
A会員が登録する関連企業	なし	(A会員のご負担による サービス利用)	×	○	○ 1アカウント/1関連企業
B会員 FERI、企業向け教材、及び 情報提供(LMS)を利用する 企業・団体	6万円	×	○ 使用者(雇用主)には、 別途従量課金あり	○	○ 3アカウント/1社
C会員 FERI利用の海外送出国機関	国別に料金設定	×	○	×	○ 1アカウント/1社
D会員 企業向け教材・情報提供 (LMS)利用企業・団体・個人	2万4千円	×	×	○	○ 1アカウント/1団体・個人

- ・ A会員(企業協働プログラム参加企業様は、そのままFERI(公正で倫理的なリクルート)をご利用頂けます。
- ・ 有料会員にまだ登録頂いていない企業様の場合には、B会員(年会費6万円)をご準備しています。
- ・ A会員様・B会員様のいずれも本来は使用者には求人単位の料金がありますが、2025年はこれを無料とさせていただきますので、年会費のみでご利用頂けます。
- ・ 詳しくは、Webサイトをご覧ください。



FERIへの参加を希望される皆様は、以下のJP-MIRAIホームページ内、お申込みページからお願いします。

https://jp-mirai.org/jp/feri/application_employer/

The screenshot shows the JP-MIRAI website's FERI application page for employers. The page has a header with the JP-MIRAI logo and navigation links. The main content area is titled 'FERIお申込み <受入企業向け>' and outlines a three-step process. Step 1 involves logging in as a paid member. Step 2 lists four required documents: a pledge of compliance with FERI guidelines and laws, a list of past recruitment results, a resume of the responsible person, and a certificate of incorporation in Japan. Step 3 instructs users to click a link to apply and log in with their account details.

JP-MIRAI
責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム

JP-MIRAIについて 会員について 事業内容 活動記事 お知らせ

FERIお申込み <受入企業向け>

STEP 1

有料会員のご案内より、A会員もしくはB会員にお申し込みください。

STEP 2

下記4点の書類をご準備ください。

1. FERIガイドラインおよび関連法令の遵守に関する誓約書 [\[ダウンロード\]](#)
2. 過去の募集実績一覧
3. 責任者の履歴書
4. 日本での法人登記証明書

STEP 3

[こちら](#)よりお申込みください。
※お申込み画面で「アカウントをお持ちの方」を選択いただき、ご入会の際に設定したIDとパスワードをご入力ください。



**Japan Platform for Migrant Workers
towards Responsible and Inclusive Society**